

一 般 質 問 通 告 一 覧

(令和7年9月菊川市議会定例会)

1 西下 敦基 議員 (答弁者：市長)

- ① 働く方々への熱中症対策について P 1
- ② 養育費不払いなどの課題について P 3
- ③ 新技術を活用した歩道整備について P 5

2 坪井 仲治 議員 (答弁者：市長)

- ① 小学校・自治会のこれからとまちづくり P 6

3 松永 晴香 議員 (答弁者：教育長)

- ① 児童生徒の月経対応に関する学校環境の整備について P 8

4 東 和子 議員 (答弁者：市長)

- ① 重層的支援体制整備事業の実施状況について P 11

5 白松 光好 議員 (答弁者：市長)

- ① 窓口収納業務の今後について P 15
- ② 相続の相談窓口の充実について P 16

6 渡辺 修 議員 (答弁者：市長)

- ① 食料システム法に基づく持続可能な菊川農業確立に向けて P 17

7 本田 高一 議員 (答弁者：教育長)

- ① 市民プール整備と水泳教育・地域スポーツ環境の充実について P 20

8 石井 祐太 議員（答弁者：市長）

- ① 危機管理課専門監について P 23
- ② 防災設備について P 24
- ③ 同報無線について P 25

9 奥野 寿夫 議員（答弁者：市長）

- ① 困難を抱えた市民への必要な情報提供と支援体制について P 26
- ② 地域公共交通について P 28
- ③ 道路の維持管理について P 30

10 藤原 万起子 議員（答弁者：教育長）

- ① コミュニティ・スクールの現状と今後について P 31
- ② 学校施設の空調設備の整備について P 34

11 山下 修 議員（答弁者：市長）

- ① 再生可能エネルギーの現状と普及について P 36

12 須藤 有紀 議員（答弁者：市長）

- ① 令和7年度菊川市における茶業の現状について P 39

13 織部 光男 議員（答弁者：市長）

- ① 社会福祉法は市民の為に P 42

14 黒田 茂 議員（答弁者：市長）

- ① しずおかマリッジへの取組について P 45
- ② 市の税収を支える市内事業者の行く末について P 46

令和7年8月22日

菊川市長 長谷川 寛彦 様

菊川市議会議員 赤堀 博



一 般 質 問 に つ い て

令和7年9月菊川市議会定例会において、次の質問をされる予定であるから、あらかじめ通知いたします。

質 問 者 : 西 下 敦 基	
質問事項1 : 働く方々への熱中症対策について	
【質問要旨】 地球温暖化が進み、今年も大変高い気温となっております。7月の日本の平均気温は平年より2.89度高く、1898年の統計開始以降で最高だったとの気象庁の発表があり、通告書を作成している時点においては、8月5日に伊勢崎市で最高気温41.8度となり、国内最高記録を更新しました。また、この日は関東地方の14地点で40度以上になり、1日当たりの地点数として観測史上最多ともなりました。このような厳しい環境の中、農作業や草刈り、警備や建設工事など外で働いている方には大変感謝を申し上げます。近年の命に関わる暑さが常態化している中、厚生労働省は今年の6月から、省令を改正し、一定の暑さを超える職場での熱中症対策を事業者に義務付けをしました。作業環境の見直しや冷却設備の導入、教育などが必要とされ、違反には罰則があります。しかし、企業においては「何をすればいいかわからない」、「制度を知らない」、「費用がかかる」などの課題があり、対策が進んでいくのか疑問があります。また、企業にかかわらず熱中症対策は予防できる災害であり、全ての働く方々への働きやすい環境整備が進むことを望み、以下質問します。 質問1 厚生労働省令改正により義務化された熱中症対策の内容について、市内事業者への周知・啓発はどのように行っているのか伺います。 質問2 企業への熱中症対策に対応した各種の補助金・助成制度について、厚生労働省においてはいくつかの制度があり、業務改善助成金では補助対象として休憩所の設置、エアコン、スポットクーラー、空調服などがあり、補助率が最大9/10、上限額600万円、中小企業が設備投資と賃上げを同時に行う場合に活用	【答 弁 者】 市 長

できる制度で、空調設備や休憩所の整備も対象になりやすく、最も補助率が高い制度の一つとなっています。次にエイジフレンドリー補助金では補助対象として空調服、WBGT計、送風機、研修教材などがあり、補助率1/2、上限額100万円、高齢労働者の安全確保に直結する設備投資が支援対象となっています。また、働き方改革推進支援助成金では補助対象として冷房付き休憩所、作業効率化・省力化の自動機器などで、補助率最大4/5、上限額200万円、具体的な労働時間削減の目標設定が必要とされています。その他、経済産業省からは省エネ補助金があり、補助対象としては高効率エアコン、全熱交換器、断熱改修などとなっており、熱中症対策とエネルギーコスト削減の両立が可能となっています。このような各種制度の周知や申請の支援をして熱中症への対策を進めていくべきと考えますが見解を伺います。

質問3 藤枝市においては従業員労働環境改善事業費補助金という近隣市にあまり例のない取組が行われています。概要としては、中小企業などへの入職の促進又は労働者の定着を図るため、労働環境の環境改善に取り組んだ事業所へ補助金を交付するもので、労働環境改善に寄与する経費として洋式トイレのへの改修、エアコンの導入、更衣室の整備などその他備品の購入費用が認められ、熱中症対策に寄与するファン付き作業服、冷却機能作業服、空調服、冷却ベルト、ファン付ヘルメットなどの購入経費も対象となっており、熱中症に係る物は、経費の1/2以内、従業員一人につき2,500円を限度とし、一事業者当たりの補助限度額は25,000円となっています。質問2で取り上げた制度は、制限があることや、申請のハードルが高いと考えられ、藤枝市のような制度の導入は検討できないか伺います。

質問4 暑さが危険な時期の公共事業を一部でも他の時期に移行させることについて、岐阜県可児市では繰越明許費を多めに設定し、事業が薄くなりがちな4月・5月に公共事業を進めているとのことです。夏場の時期は生命に危険を及ぼすだけではなく、事業効率も低下することが考えられるため、夏場にしなければならない事業は別として、繰越明許費または債務負担行為などで、仕事のしやすい時期に一部の公共事業を移行させて、効率の良い事業展開を進めていく事の検討が必要と考えますが見解を伺います。

質 問 者：西 下 敦 基

質問事項 2：養育費不払いなどの課題について

【質問要旨】

厚生労働省が発表している令和3年度全国ひとり親世帯等調査によれば、現在養育費を受けている母子世帯の割合は28.1%しかなく、4世帯に1世帯しか養育費を受け取れていない現状があります。また、過去に養育費を受けたことのない母子世帯の割合は56.9%とのデータもあります。養育費不払いの原因の一つとしては、離婚する時に養育費の取決めがされていないことが多く、前述の調査では、取決めをしていない母子世帯の割合が51.2%となっており、理由として「相手と関わりたくない」50.8%、「相手に支払う能力がないと思った」33.8%、「支払う意思がないと思った」40.5%という内容となっています。調査結果の推計値では母子世帯の母の平均年収は272万円、父子世帯の父の平均年収は518万円と約250万円の差があり、母子世帯の経済状況に非常に大きな影響を及ぼし貧困の原因にもなっています。このような現状の中、対策に乗り出している自治体があり、当市においても取組を進めて行くべきと考え、以下質問します。

【答 弁 者】
市 長

質問 1 当市の養育費の不払いの実態についての把握や、市民からの相談がどの程度あるのか伺います。また、市の支援体制についても伺います。

質問 2 他市で行われている支援制度について、浜松市では養育費確保支援金制度があり、養育費の取決めをしたのに支払いがされない状況から、養育費を確保するために、養育費の立替サービスを提供する保証会社等による養育費保証サービスを利用した際の保証料等について助成をするものとなっています。また、明石市のこどもの養育費立替支援事業では、養育費が支払われないときに、養育費を支払うべき義務者に対して市が働きかけをして、それでも支払いがない場合に、市が立替払い（最大3か月分、上限月額5万円）をした上で、義務者に対して督促をする制度となっています。この他、養育費取決めサポート事業では、手続のアドバイスと公的な書類作成費用の補助を行うことや、養育費差押えサポート事業では、裁判所での手続費用の補助が行われています。このような制度の実施をして、市民への支援をしていくべきと考えますが見解を伺います。

質問３ 離婚をしてしまうことが原因であり、離婚が少なくなれば養育費の問題も少なくなるのではと考えられ、様々な家庭事情があるとは思いますが、離婚数減少のための支援や対策が市としてできないか見解を伺います。	
--	--

質 問 者：西 下 敦 基	
質問事項 3：新技術を活用した歩道整備について	
【質問要旨】 埼玉県では、令和２年度に県内各地でバリアフリー判定を実施し、駅前歩道の修繕にあたり、安全性と景観の両立を図る方法として「リリーフペイント工法」を採用しています。この選択の背景にはブロック舗装でのガタつきや段差で歩行者がつまずきやすい、施工やメンテナンス、廃棄が大変などの課題があったそうです。この工法は、アスファルト舗装の上に型紙を敷き、その上からスプレー塗装を施すもので、色彩やレンガ・石畳風などの柄を選ぶことができ、現場の状況や要望に合わせた高いデザイン性をかなえることが出来ます。また、耐久性や透水性など機能面でも評価の高いものとなっています。ランニングコストの抑制や段差が無くなることでの通行のしやすさは、今後のまちづくりには必要なこととなると考えております。世田谷区においての事例では、長期間空き地となっていたところを開放することとしたときに、黒いアスファルトのままで見栄えが悪く、景観上の問題があったそうです。駅周辺の賑わい創出などのために暫定的整備としてこの工法の採用が決まり、イベントの際の住民投票で色と柄の選定を行いました。これは地域住民の声を取り入れた好事例と感じました。このような工法を当市でも取り入れ、さらなる賑わいや他市とはひと味違う街並みで、心が弾むまちなることを期待して、以下質問します。 質問 1 今後整備されていく駅周辺や都市計画道路などへのリリーフペイント工法の活用は検討できないか見解を伺います。 質問 2 市民の健康増進には歩くことが大変重要な事であり、ウォーキングコースになる場所に歩きたくなるようなペイントなどを施していく事を検討出来ないか見解を伺います。 質問 3 本庁舎周辺への活用について、歩道部分ではだいぶ段差や老朽化が目立っている部分があり、市民の方がけがをしたとの声を頂いております。なるべく早急に対策をしたほうがいいと考えていますが、この工法でなら比較的に低予算での対応が可能と考えますが見解を伺います。	【答 弁 者】 市 長

質 問 者：坪 井 仲 治	
質問事項1：小学校・自治会のこれからとまちづくり	
【質問要旨】 総務省が8月6日に発表した1月1日現在の人口動態調査によると、日本人の人口は1億2,065万3,227人で、前年より90万8,574人減少し、1968年の調査開始以降、減少数が初めて90万人を超えたそうです。菊川市では、少子高齢化対策で子育て支援政策を実施していますが、少子化に歯止めのかからない状況にあります。このまま少子化が進めば、小学校1校あたりの平均児童数が70人未満となり、1学年につき1クラスが維持できず、複式学級が存在するレベルになります。そこで、来たる小規模校時代に対処するために、現在すでに小規模となっている小学校がどのような問題を抱えているのかを検討する必要があります。そして、最終的には近隣の小学校との統廃合という結果になります。統廃合により一定規模を保つことが可能になり、規模に起因する問題は解決しますが、地域の人々の「小学校が無くなってほしくない」という思いを裏切ることになります。さらに、地域のシンボルであり、また子育て世代の流出を防いでいる小学校が消えてしまうことは、すなわち地域の衰退を意味すると言っても過言ではありません。そのため、小学校が消えてしまうことへの抵抗感が強い地域も多く存在します。小学校の再編は小学校区で区分されている自治会にも影響を与え、小学校が廃校となった地域の過疎化が進行することが予想され、特に、市街地ゾーン以外では過疎化の進行が顕著になると考えられます。 小学校の統廃合について考えていく時期に来ています。現時点では具体的な検討段階に入っていないと思いますが、小学校のこれからのに関する施策や考え方について伺います。 質問1 現在、菊川市内には複式学級の学級編成をしている小学校はありませんが、近い将来、複式学級や小学校の統廃合をする必要がある地域が発生すると予想されます。小学校の統廃合や学級編成の検討も始められていると思いますが、現時点での検討状況と今後の検討の進め方について伺います。 質問2 児童数が減少した小学校や統廃合が予想される小学校に対する施設管理上の問題点について伺います。 質問3 今後、駅北開発が進んだ場合の小学校の受入体制について	【答 弁 者】 市 長 教育長

て伺います。

質問4 小学校区が再編されると自治会についても再編の必要があると思いますが、自治会再編についての考え方について伺います。

質問5 第3次菊川市総合計画の将来の都市構造では、市内を都市拠点から里山ゾーンで区分をされており、市街地ゾーン（住居系）は菊川駅周辺と中央公民館周辺に限られています。この市街地ゾーン以外には統廃合が考えられる小学校があり、この地域の過疎化が進行すると予想されます。市街地ゾーン以外の将来について伺います。

質問6 人口の減少や集約型都市構造への再編が進む中で、今後、交通の利便性の低い郊外市街地等では空地・空家の発生等の未利用地化が進行してゴミの不法投棄等による生活環境の悪化が予想されます。こうした市街地における急激な密度低下による著しい生活環境の悪化が生じないようにする施策が必要と考えますが、実施すべき施策について伺います。

質問7 市街地ゾーン以外の過疎化対策として、土地利用等についての規制緩和が必要だと思いますが、市街地ゾーン以外での土地利用について伺います。

質問8 第3次菊川市総合計画では、「今後、公共施設などのあり方を見直しつつ、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを行うとともに、民間活用なども視野に入れ、持続的なアセットマネジメントを推進していくことが求められている」としていますが、市街地ゾーン以外の公共施設の老朽化対策等について伺います。

質 問 者：松 永 晴 香	
質問事項1：児童生徒の月経対応に関する学校環境の整備について	
【質問要旨】 「皆さんは、生理についてどのような認識をお持ちでしょうか？」 生理は、ごく自然な身体の営みです。 しかし、今なお「恥ずかしいもの」、「隠すべきもの」として扱われることが多く、学校現場では戸惑いや不安を抱えたまま過ごす子どもたちがいます。 今、学校生活の中で、多くの女子児童・生徒が小学校高学年から中学校の早い段階で初経を迎えています。個人差はありますが、早ければ小学校4年生で生理が始まることもあり、近年は初経の低年齢化も指摘されています。 初めての生理は、子どもにとって身体の大きな変化であり、不安や戸惑いを伴います。突然の出血や体調不良に戸惑いながらも、ナプキンを持ち合わせていないことで、下着や制服を汚してしまうこともあります。恥ずかしさや不安から、「どうしたらいいのかわからない」と一人で悩み、誰にも相談できず、保健室にも行けずに我慢してしまう子どもがいます。 こうした経験は、心に大きな傷を残し、登校意欲や自己肯定感に影響を及ぼす可能性があります。しかしながら現状では、学校トイレに生理用品が常設されている例は少なく、菊川市でも保健室での対応にとどまっています。「必要な時に、必要な場所で使える」環境整備は、まだ実現できていません。また、生理痛への対応や鎮痛剤の扱い、初経を迎えた際の備品や着替えの用意、職員間での対応ルールも、学校ごとにバラつきがあるのが実態です。 全国では、富士市をはじめとした自治体において、学校トイレへのナプキンの常設、初経セットの導入、男女共修による月経教育などが進められています。「生理は恥ずかしいことではない」「全員で理解し支え合うべき」という価値観のもと、環境整備が進んでいます。菊川市内の小学校9校、中学校3校の合計12校に、各校2か所ずつ女子トイレにナプキンディスペンサーを設置したとしても、初年度の費用は約115万円。翌年度は補充費のみで約57万円となります。これは、今年度の一般会計約246億円のうち、わずか0.05%にも満たない金額です。さらに、企業の協賛やフェムテック団体との連携により、トライアル導入や無償提供も可能です。まずは1校からのモデル導入という形で、早期に着手することも十分現実的ではないでしょうか。	【答 弁 者】 教育長

冒頭でも述べたように、生理はすべての人に関わる、自然で大切な身体の営みです。善意や家庭の努力に頼るのではなく、「公教育の一環」として制度化されていることが、子どもたちの安心と尊厳を守ることにつながります。

私は、こうした対応を学校や教職員の負担としてではなく、「市として子どもを守る責任」として、教育・保健・福祉が連携し、仕組みとして整える必要があると考えます。今すぐにでも取り組めることから、具体的に進めていただきたいと強く願います。

また、月経教育も単なる保健指導にとどまらず、命の大切さや思いやりを育てる教育の一環です。性別を問わず、生理について正しく学び、理解し、支え合える社会を、学校現場から育てていく必要があるのではないのでしょうか。

今まさに初経を迎えようとしている子、毎月の生理に不安を感じながら登校している子どもたちが、菊川市にもいます。

「生理が来たらどうしよう」と緊張しながら登校する小学生、痛みを我慢して部活動に出ている中学生。その子どもたちに、「大丈夫だよ。ちゃんと支えてくれる仕組みがあるから安心してね」と、心から伝えられる学校を、私たちの責任でつくっていきたい。その強い思いから、この質問をさせていただきます。

質問 1 市内の小・中学校における月経教育について、実施の学年、男女の別、時間数、指導内容等の実態を伺います。また、男女共修で行っているかどうか、保護者への情報共有等の取組も含めて、現状をお聞かせください。

質問 2 小・中学校において、児童生徒が初経を学校で迎えた際の対応マニュアルや体制は整備されていますか。教職員・養護教諭間の連携や対応方針にばらつきがないようにするための取組についても伺います。

質問 3 他自治体では、初経を迎えた子のために“初経セット”(ナプキン・説明冊子・着替えなど)を用意している例や、保護者と連携して自宅で話し合えるようにする取組もあります。こうした仕組みを導入する考えはあるか伺います。

質問 4 小・中学生の児童生徒における生理痛の有症率や、その痛みが授業、部活、登下校などの学校生活に与える影響について、把握をされているか伺います。

質問 5 生理痛の軽減や対処には、保健教育や医療相談、保健室の利用、低用量ピルなどの情報提供も重要だと考えます。小・中学生向けに生理痛への対処法や相談方法を伝える教育、または専門機関との連携体制をどのように構築しているか伺います。

質問 6 初経や生理への備えとして、家庭でも準備や対話が進むように保護者向けの啓発資料や情報提供は行っているか伺います。

質問 7 菊川市内の小・中学校において、保健室対応にとどまらず、女子トイレへの生理用品（ナプキン等）の常設を進める考えはあるか伺います。また、まずはモデル校での試験的導入など、段階的な取組を含めて検討する余地はないかも併せて伺います。

質 問 者：東 和 子	
質問事項 1：重層的支援体制整備事業の実施状況について	
【質問要旨】 厚生労働省が進めている社会福祉法の改正により重層的支援体制整備事業は、人口減少及び少子高齢化による支え合い機能の脆弱化、地域の担い手不足等が進む中、地域社会の基盤の再構築も視野に入れ、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施することとし、令和3年4月から取組が始まっています。 この事業は、複雑化・複合化した課題及び制度の狭間にある地域住民の支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制を整備し、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、お互いを尊重し合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現を目指すものです。 地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会となることです。 「縦割り」という関係を超えるということは、制度の狭間の問題の対応や介護、障害、子ども・子育て、生活困窮といった分野がもつそれぞれの専門性をお互いに活用し、1機関、1個人の対応ではなく、関係機関・関係者のネットワークの中で対応する発想です。 「支え手」「受け手」という関係を超えるということは、一方向から双方向の関係性として、支える側、支えられる側という固定化された関係から、支え合う関係性になることです。 「世代や分野」を超えるということは、世代を問わない対応や、福祉分野とそれ以外の分野で一緒にできることを考えるということで、例えば保健医療、労働、教育、住まい、地域再生、農業等多様な分野の方たちと考えるということです。 令和4年3月に策定された、第4次菊川市 地域福祉計画・地域福祉活動計画『第2章 計画の基本的事項、2 社会動向』の中の（1）として、地域共生社会推進検討会の提言と重層的支援体制整備事業の中で「国の地域共生社会推進検討会の令和元年12月の最終取りまとめ・公表した「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つを内容とする新たな事業の創設を	【答 弁 者】 市 長

行うことで、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進すべきとの提言が示されている」との記述があり、「重層的支援体制整備事業は、生活課題を抱える地域住民を支援する体制や、地域住民が地域福祉を推進するために必要な環境を一体的かつ重層的に支援することができるよう、福祉分野に関連する法律に基づき一体的に実施する事業」との説明記述があります。

また、厚生労働省・こども家庭庁の担当局長名により令和5年8月8日付けで発出している「重層的支援整備事業の実施について」の中で「利用者支援事業実施要領」が示され、その事業の目的には「一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とする。また、重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する包括的な支援体制を整備する観点から、相談者の属性や世代に関わらず、相談の受け止めや関係機関との協働による世帯全体へのチーム支援など必要な支援を行うものとする。」と記載されています。

これらのことを受け、本市が、本市の地域共生社会の実現を目指す『重層的支援体制整備事業』をどのように捉え、取組を考えているか見解を伺います。

質問1 現在、「第4次菊川市地域福祉計画・地域福祉活動計画」による事業をすすめているところであり、次期計画策定に向けた準備を進めるところだと思いますが、この準備段階において、重層的支援体制整備事業への取組についてのお考えを伺います。

質問2 令和7年度の健康福祉部の運営方針の中で、重層的支援体制整備事業の推進について、実施計画（素案）の策定をすることを達成目標としているが、これまでの重層的支援体制整備事業の取組への考え方や検討状況について伺います。

質問3 質問の要旨でも申し上げましたが、重層的支援体制整備事業については、令和4年3月に策定された第4次菊川市地域福祉計画・地域福祉活動計画において取り上げられ、私の令和5年12月議会における「ひきこもり及び8050問題の支援につい

て」の一般質問の際において取組の考えを伺ったところ、先進事例や現行制度との関連性などを見て検討するとして、かなり前向きな答弁をいただいていると思っております。これから、重層的支援体制整備事業の実施計画（素案）の策定をすすめるにあたり、現行制度との関連性等、これまで検討したこと、課題点など見えている点がありましたら教えてください。

質問４ 重層的支援体制整備事業に取り組むにあたって実施主体となる市は、一つの福祉分野の事業に留まらず、関わりのある既存制度等を活用しつつ、介護保険制度や生活困窮者自立支援制度等においても、支援ニーズの狭間に「落ちる」ことのないよう最大限の対応を行うことに努め、それでもなお不足するような事象に対し、市自らが課題を把握・分析し、課題解決という目的に照らして有効な策であるかを検討し、支援等を実施（活用）しなければ効果が見込められないと考えられますが、支援ニーズの把握を含め、協力して取組を進める機関・組織との連携をどのように取っていくのかその見解を伺います。

質問５ 質問４に関連しますが、一つの支援機関が単独では対応が難しいケースに対し、関係する機関等が本来の機能を発揮し、また、住民主体の地域活動や地域における社会資源とも関わりながら、「チーム」として支援していく仕組みが重要と考えます。このことから、重層的支援体制整備事業に取り組むにあたって、長寿介護課単独で考え、計画し、事業にあたっていくことは、とても厳しいと考えます。関係する専門的な知識を集結させて支援体制を取っていく組織・機関が必要と考えますが、どのように考えていくのか方向性を伺います。

質問６ 重層的支援体制整備事業については、令和５年１０月時点において、静岡県内で１０の市町が令和６年に実施を予定するとなっており、厚生労働省の令和６年度事業費予算は５５５億円を見込み、事業内容とかかる経費への補助率は各法に基づくとしていますが、本市における令和７年度施政方針でも、国や県から補助金を最大限に取り込むとしており、これら補助金等を活用していくことについて見解を伺います。

質問７ 現状、様々な支援の狭間で十分に支援が行き届いていないことがあるかもしれません。いくつかの支援を複合的に行っていくことにスピード感をもって進めて欲しいと考えます。必

要な支援を、必要とする人に、必要なタイミングで届けることが重要な行政の取組と考えます。あらためて、重層的支援体制整備の取組について、今後の方針を伺います。	
--	--

質 問 者：白 松 光 好	
質問事項 1：窓口収納業務の今後について	
【質問要旨】 現在、税金等収納業務の中で現金納付は市役所窓口や各金融機関にて取扱いしていただいています。その他の納付については、金融機関での口座振替、またキャッシュレス納付、コンビニ収納が可能となっています。今後の施政方針でもキャッシュレス納付を増やしていく方針が出されており、現金納付は、手間や事故を考えて、減らしていく方向にあると考えます。そう考えますと、今後も、窓口収納業務を残していく必要があるのか検討をしていく必要を感じます。市の方針としてキャッシュレス納付を進めていく方針が出ている以上、思いきって窓口収納業務を廃止することも選択肢の一つであると考えますがいかがでしょうか。菊川市役所本庁近くにはコンビニエンスストアもあり、また金融機関もありますので、市役所の収納窓口廃止が直ぐに住民サービスの低下になると言われることは考えにくいと思われる中で、今後、施政方針通りキャッシュレス納付やコンビニ収納が増えてくれば、窓口収納金融機関の取扱いも減少していくでしょう。以上を踏まえたうえで、今後の窓口収納業務について、市の考え方を質問させていただきます。 質問 1 市役所の窓口収納業務の取扱件数を伺います。 質問 2 現在の窓口収納金融機関の委託料はどのような設定となっているか伺います。 質問 3 今後のキャッシュレス納付へ向けての取組方法と今後のスケジュールを伺います。 質問 4 今後キャッシュレス納付が進んでくれば市役所の窓口収納業務を存続させるか検討が必要となると思われますが、窓口収納業務廃止が住民サービス低下とならないためにも十分検討する必要があると思います。キャッシュレス推進方針の中に市役所の窓口収納業務を廃止する方針はあるか、あればその予定時期を伺います。	【答 弁 者】 市 長

質 問 者：白 松 光 好

質問事項２：相続の相談窓口の充実について

【質問要旨】

ここ数年で世の中の相続状況が大きく変化してきています。現在、行政は、お悔やみ手続が中心となって業務を行っていますが、今後お悔やみ対応の前に相続相談対応が非常に大切になって来ると思います。その点どのようにお考えでしょうか。市の対応として、弁護士による法律相談会や司法書士による相談会が月に一度ずつ行われていますので、相続相談に関してもこの法律相談を利用したらいいと考えていることは承知しております。しかし、いくら無料とは言っても弁護士や司法書士に相談に行くのはハードルが高くありませんか。市役所の窓口は市民にとって一番身近な存在であるはずですが。その市役所の窓口に気軽に市民が相談できる窓口があれば市民にとっても安心感が生まれ、市役所窓口が市民に一層近づくと考えます。今まさに日々目まぐるしく変化する相続ですが、弁護士や司法書士に相談する前に市役所で相談したいと思う市民が多く、市役所も市民の期待に応えていく時期に来ていると思います。弁護士法や司法書士法との関係に十分に注意しながら、今後、すぐにでも市役所に相続相談窓口を設置していく必要を感じますが、菊川市の相続対応について質問させていただきます。

質問１ 菊川市民から相続の相談を受けた場合、現在どのような対応をしているか伺います。

質問２ 相続の相談窓口を設ける必要性をどの程度考えているかを伺います。

質問３ 菊川市内の相続不動産が菊川市外の方の名義に変わっている件数をどの程度把握しているか伺います。

質問４ 今後は早い段階で相続に関する相談を受ければ被相続人の財産処分へのアドバイスが可能になると思いますが、現状から一歩踏み込んだ対応をする考え方があるか伺います。

【答 弁 者】
市 長

質 問 者：渡 辺 修	
質問事項1：食料システム法に基づく持続可能な菊川農業確立に向けて	
【質問要旨】 近年、私たちの農業は、資材費や食品の原材料費の高騰、急速な円安の進行、そして気候変動による不安定な天候などにより、持続的な食料供給が困難になるという、かつてないほど厳しい状況に直面しております。こうした中、国は「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」、いわゆる「食料システム法」を創設しました。この法律は、単に生産者を支援する従来の制度とは一線を画し、生産から加工、流通、消費に至るまでの食料システム全体を対象とし、環境・経済・社会のバランスを考慮した持続可能性の確保を目指すものです。特に、地方公共団体が中心となり、地域の農林漁業者、食品事業者、金融機関、商工会議所、研究機関などと連携して食ビジネスを支援する「連携支援計画」を策定し、農林水産大臣の認定を受けることで金融や税制面での優遇措置が受けられるこの制度は、本市のような地域にとって非常に有効な仕組みであると考えます。なお、この「食料システム法」は令和6年6月11日に成立し、計画認定制度（食品産業の持続的な発展を支援する制度）は令和7年10月以降に運用開始が予定され、申請も同時期から可能となります。また、合理的な費用を考慮した価格形成に関する制度については、令和8年4月以降に運用開始が予定されています。 菊川市におきましては、深蒸し茶をはじめとする茶、水稻、メロン、イチゴ、芽キャベツ、トマトなど、多岐にわたる高品質な農産物の生産が盛んです。しかし一方で、長年続く茶の価格低迷は深刻な問題です。生産コストに見合った適正な価格形成が難しく、多くの生産者が離農を余儀なくされ、手入れの行き届かなくなった茶園が荒廃農地化するなど、地域の経済基盤と景観を揺るがす危機に直面しています。水稻におきましても、夏の高温による品質低下が懸念されるなど、気候変動への対応が喫緊の課題です。また、メロン、イチゴ、トマトといった施設園芸や芽キャベツなどの野菜生産におきましても、生産コストの高騰や人手不足といった課題が顕在化しており、それぞれが持続可能な経営を模索している状況です。 食料システム法は、まさにこのような地域特有の課題を解決するための強力なツールとなり得ます。この法律が支援する「安定取引関係確立事業活動」を活用することで、茶業におきましては、	【答 弁 者】 市 長

生産者と食品事業者が連携し、コストに見合った適正な価格形成を可能にする安定的な契約取引を促進したり、付加価値の高い有機栽培茶や抹茶の生産を支援したりすることが可能となります。これにより、単価の下落に苦しむ生産者の経営安定化が期待されます。さらに、メロンやイチゴといった施設園芸分野におきましても、付加価値を高めるための新たな取組を支援する道が開かれます。

また、「環境負荷低減事業活動」や「流通の効率化事業活動」も重要な柱であると考えます。水稻や野菜生産におきましては、化学肥料や農薬の使用低減、再生可能エネルギーを活用した施設園芸、さらにはドローン等を活用した省力化・スマート農業の導入など、未来に向けた取組を加速させることができます。これらの取組は、環境保全に貢献するだけでなく、生産コストの削減にもつながり、菊川市の農業全体の競争力向上に不可欠であると考えます。菊川市がこの法律を有効に活用することは、個々の農産物が抱える課題を解決し、地域の宝である農業を守り、持続可能な地域農業と食料システムを確立する上で欠かせないものであると確信しております。

以上の状況を踏まえ、次の点について質問いたします。

質問１ 国が創設した「食料システム法」について、市としての認識と、本法を活用して菊川市の持続可能な食料システムを構築するための基本的な考えを伺います。

質問２ この法律の大きな柱である「連携支援計画」を策定することで、地域内の金融機関や商工会議所、研究機関、JAやその指導機関などと連携し、食ビジネスを一体的に支援するプラットフォームを形成することが可能となります。菊川市として、この「連携支援計画」の策定を検討する考えがあるか伺います。

質問３ 食料システム法では、食品事業者との連携による「安定取引関係確立事業活動」が認定対象となっています。茶価の低迷が課題となる菊川茶について、市内農業者と食品事業者が連携し、安定的な契約取引や付加価値の高い有機栽培茶・抹茶生産などを促進するための具体的な支援策をどのように考えるか伺います。

質問４ 食料システム法は、流通の効率化や環境負荷の低減を図

る「環境負荷低減事業活動」や「流通の効率化事業活動」も支援対象としています。菊川市で生産が盛んな米、メロン、イチゴなどにおきまして、これらの取組を推進するため、市としてどのような支援を考えるか伺います。

質問 5 持続的な食料システムの確立には、生産者と食品事業者が連携した事業活動を促進することが重要です。市として、市内農業者や食品事業者が新法に基づく認定申請を行う際、どのような形でサポートしていく考えか伺います。

質問 6 市民が持続可能な食料システムを理解し、主体的に参画していくことも重要です。食料システム法が目指す理念を市民に普及啓発するための取組や、地産地消を促進する施策について、市の考えを伺います。

質問 7 食料システム法の活用により、市内農産物のブランド価値を高め、市場を拡大していくことが期待されます。市として、こうした取組で生産された高付加価値な農産物や有機栽培茶などについて、どのような販路開拓や消費促進策を講じる考えか伺います。

質 問 者：本 田 高 一	
質問事項1：市民プール整備と水泳教育・地域スポーツ環境の充実について	
【質問要旨】 この件につきましては、昨年12月の本会議において、他の議員が、小中学校における水泳授業の課題について一般質問をされました。内容は、老朽化した学校プールの維持管理にかかるコスト、教職員の管理負担、水質維持に関わる薬剤コストの増加、猛暑による水泳授業の安全性低下など、まさに現場の課題を的確に突いたものだったと感じております。市からの答弁では、民間スイミングスクールの利活用について、今後検討を進めていくという方針が示されました。実際、本年度は横地小学校においてその実証実験が行われ、来年度以降も他校に対象を広げて実証を継続する計画があることを、私も学校教育課から伺っております。このような前向きな取組を評価したうえで、私は今回、さらに一歩踏み込んだ提案として、市内全体の水泳教育および地域スポーツの拠点として、市民プールの整備を本格的に検討すべきであると申し上げたいと思います。現在、菊川市内には和田公園の水遊び用プールを除き、広く市民が利用できる「市民プール」と呼べる施設は存在しておりません。小中学校には各々プールが設置されているものの、老朽化と利用頻度の低下により、今後の更新・維持には多大な財政的・人的コストがかかります。また、近年の異常気象により、炎天下のプールサイドでの授業は安全面でも非常に厳しく、熱中症のリスクも高まっています。こうした状況に対応するために、市内全体で「拠点方式」によるプールの再編・整備を進めるべきではないかと考えます。たとえば、比較的新しい六郷小学校や菊川西中学校のプールを拠点施設として近隣校が共同利用できる体制を整えることが一案です。そして、それ以外の地域については、新たな市民プールの整備を視野に入れつつ、既存の民間スイミングスクールとの連携も組み合わせることで、全市的な水泳教育環境を効率的に構築できると考えます。 また、移動に際しては、スイミングスクールの送迎バス、市の公用車、それ以外にも市内企業が所有する車両などを活用することが考えられるのではないのでしょうか。ここで、もう一つ重要な観点として申し上げたいのが、中学校部活動の地域移行との関連性です。現在、全国的に進められている中学校の部活動の地域移行においては、地域の総合型スポーツクラブや民間施設との連携が不可欠であり、水泳種目についても、活動場所や指導者の確保が大きな課題となっております。市民プールが整備され、学校・	【答 弁 者】 教育長

地域が共有して活用できるようになれば、水泳の活動拠点としての活用が可能になり、部活動地域移行の受け皿としての機能も果たせるのではないのでしょうか。これは、水泳競技を志す中学生たちにとっても重要な支えとなり、菊川市のスポーツ振興・青少年育成に大きく寄与するものと確信しております。さらに、こうした施設は、高齢者の健康づくり、障がいのある方のリハビリ、親子の交流の場、水難事故防止教育の実践など、世代や目的を超えた多目的活用が可能であり、稼働率の向上にもつながります。稼働率が高まれば、長期的には維持管理費の効率化や、学校プール更新費用の抑制にもつながり、財政的な合理性も得られると考えます。

市民からも「市内で気軽に水泳ができる施設がほしい」「近隣市のプールにわざわざ通っている」といった声が数多く寄せられています。市民ニーズに応え、教育・福祉・健康・防災・地域スポーツといった複数の視点からの価値を生み出すインフラとして、市民プールの整備は意義ある投資と考えます。そこで、以下の点について市の見解を伺います。

質問 1 本年度実施された横地小学校でのスイミングスクール実証実験の成果と今後の課題について伺います。

質問 2 来年度以降の実証実験の計画と、市全体への展開の見通しについて伺います。

質問 3 市民プール整備について、市としての検討状況と方向性について伺います。

質問 4 学校プールの老朽化と更新費用の増加を踏まえた、拠点方式による地域ごとのプール整備の考えについて伺います。

質問 5 市民プールに加え、学校プール、民間スイミングスクールとの連携による地域単位での複合的な活用構想について伺います。

質問 6 移動手段として、スイミングスクールバス、市の公用車、市内企業の子バス等を活用することに関する可能性を伺います。

質問 7 市民プールを、教育・健康増進・水難防止・災害対応・地域スポーツ振興など多目的施設として位置づける考えについ

て伺います。

質問 8 中学校部活動の地域移行において、水泳活動の受け皿として市民プールが果たす役割についての市の見解を伺います。

質 問 者：石 井 祐 太	
質問事項 1：危機管理課専門監について	
【質問要旨】 近年の災害は多様化・激甚化しており、平時からの備えが市民の安心につながります。本市では、危機管理課専門監を任用して2年が経過しましたが専門監配置によってどのような改善が行われ、市民にどのような効果があったのか、また今後の課題や取組方針について質問させていただきます。 質問 1 危機管理課専門監を任用したことによって、災害対応計画や訓練、防災体制の改善、効果についてと、課題として捉えたことや今後の取組の方向性について伺います。	【答 弁 者】 市 長

質 問 者：石 井 祐 太	
質問事項 2：防災設備について	
【質問要旨】 近年の災害対応においては、装備や資機材が実際の災害時に十分な効果を発揮できるかどうか重要です。私自身、水防訓練に参加した際に土嚢袋の耐久性に課題を感じたことや、原子力防災に関する勉強会で柏崎市の先進的な取組を視察した経験から、本市における防災装備の実効性について課題認識を持ちました。 災害発生時に市民の命と生活を守るためには、備蓄資機材の更新や通信手段の確保といった装備面の充実が不可欠であると考え、以下について質問させていただきます。 質問 1 菊川市の防災備蓄土嚢袋の備蓄数と更新サイクル、耐用年数はどのように設定されているか伺います。 質問 2 災害発生時の通信の確保について衛星電話の装備はあるが、データ通信を行うための手段や設備についてはどの様に考えているかを伺います。	【答 弁 者】 市 長

質 問 者：石 井 祐 太	
質問事項 3：同報無線について	
【質問要旨】 災害や緊急時の情報発信においては、市民一人ひとりに確実に情報が伝わることが重要です。現状では同報無線を通じた情報伝達が行われていますが、私自身、日常生活の中で聞こえづらさを感じているほか、議会報告会においても市民から「無線が聞こえない」という意見が寄せられました。 こうしたことから、同報無線による情報発信が実際に市民に周知できているのか、また代替手段や今後の周知手段の拡充について確認させていただきます。 質問 1 同報無線での情報発信について、同様の情報を得るための手段にはどのようなものがあるのか伺います。 質問 2 菊川市メール情報配信サービス「茶こちゃんメール」の登録者数と、電話での同報無線音声確認サービスの利用件数はそれぞれの程度か伺います。 質問 3 今後、同報無線と同等の情報を市民に周知するための手段の拡充は考えているのか伺います。	【答 弁 者】 市 長

質 問 者：奥 野 寿 夫	
質問事項 1： 困難を抱えた市民への必要な情報提供と支援体制について	
【質問要旨】 少子高齢化が進み地域のつながりが希薄になるなかで、地域の生活課題は、介護、育児、就労、住まい、家族関係などの複数の分野にまたがり複合化し、雇用形態やライフスタイルの変化から多様化しており、解決困難な事案が増加しています。また、ごみ屋敷や大人のひきこもり、8050問題、老老介護、ダブルケア、ヤングケアラーなどの制度の狭間の課題が生じ、これまでの高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者といった分野別、属性別の制度の枠組みでは対応困難であることから社会的な問題となっています。 そうした状況を受けて2017年に社会福祉法が改正され、高齢者の医療・介護や認知症対策のための「地域包括ケアシステム」は、高齢者だけでなく障がい者・子ども・生活困窮者を含めたより包括的な支援体制である「地域共生社会」へと展開するものとされました。これを支える政策体系として、2021年度から「重層的支援体制整備事業」が施行され、市町村には、任意ではありますが、①断らない相談支援、②参加支援(社会とのつながりや参加支援)、③地域づくりに向けた支援、の3つを一体的に実施することが求められることになりました。 菊川市では「プラザけやき」に高齢者、障がい者、生活困難者、子育ての窓口や社会福祉協議会が集約されていますが、困難を抱えた市民にさらに必要な情報と支援サービスが行き届く仕組みが必要とされています。 生活困窮者について言えば、菊川市が発行する「くらしの便利帳」には生活が困窮している市民が使える制度の具体的な紹介がなく、社会福祉協議会が発行している「生活支援ガイドブック」にも十分な記載が見られませんでした。 生活保護について、厚生労働省はホームページで「生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください」と呼びかけています。 質問 1 重層的支援体制整備事業について、現在の検討状況を伺います。 質問 2 小笠地区には高齢者の相談に応じる包括支援係のあかつ	【答 弁 者】 市 長

ち窓口がありますが、さらに包括的な相談・支援に応じられる窓口が、各中学校区ごとに必要ではないか伺います。

質問３ 生活保護など生活困窮者が使える制度を紹介するパンフレットの作成、窓口へのポスターの掲示、申請書の設置、インターネットでのわかりやすい紹介などができないか伺います。

質 問 者：奥 野 寿 夫	
質問事項 2：地域公共交通について	
【質問要旨】 市民アンケートで、昨年も今年も目についた要望が地域公共交通、特にコミュニティバスに関するものです。 「将来、高齢になり 1 人暮らしになった時の病院、買い物等に不安を感じる」、「高齢者になった時に交通手段が少ない」などの自由意見が多数見られ、要望としては、「コミュニティバスの路線、本数を増やして欲しい」、「コミュニティバスは安くて良いと思うが時間が合わず利用できない」といった意見が寄せられています。私たちが行った要求・対話アンケートにも「本数を増やしてほしい」という要望が寄せられています。 菊川市では、2019年 8 月に策定された「地域公共交通網形成計画」の計画期間が今年度までとなっていて、昨年度から今年度にかけて新たに 5 か年の「地域公共交通計画」の策定が進められています。 コミュニティバスについては、新型コロナウイルス以降、コースの見直しやデマンド運行の導入などで利用者が回復傾向にあります。今後高齢化が進むにつれて免許証の返納者も増えてさらに需要が高まるとともに、停留所まで行くのも大変な方が増えるものと思います。デマンド運行で自由に降車できる区域もありますが、なるべく自宅の近くから乗り降りしたいという希望が増えるものと思います。 質問 1 地域公共交通計画の策定状況と主な課題について伺います。 質問 2 コミュニティバスの利用者数の推移と収支の状況を伺います。 質問 3 コミュニティバスのコースや本数、停留所を今以上に増やすことが可能か伺います。 質問 4 コミュニティバスを小学生が通学で利用する場合に減免が検討できないか伺います。 質問 5 コミュニティバスで小笠方面から菊川駅方面へ、菊川方面から小笠支所や中央公民館へつながるようなコースが検討で	【答 弁 者】 市 長

きないか伺います。 質問 6 コミュニティバスを土日祝日に運行できないか伺います。 質問 7 現在一部の障がい者が対象となっているタクシー料金の助成を高齢者に拡大できないか伺います。	
--	--

質 問 者：奥 野 寿 夫	
質問事項 3：道路の維持管理について	
【質問要旨】 2 問目と同様、市民アンケートの自由意見で目についた要望が、道路の維持管理に関するものです。私のところにも同様の要望が寄せられています。 市民アンケートでは、「道路の白線が消えていたり、右折の表示が消えていたり、信号の地名表示が消えていたりして、ナビを見てきた人には分かりにくい場所だと言われました」、「道路の白線をもっと良く見える様に（してほしい）」といった自由意見が多数見られました。道路沿いの雑草についての要望もあります。 道路の維持管理では、道路に穴が空いていた場合などの早急な対応も重要です。 質問 1 道路の陥没や施設の破損、草刈りの要請などにどのように対応しているか伺います。 質問 2 SNSを使った通報システムの導入・運用状況とその周知方法について伺います。 質問 3 白色のセンターラインなど市が管理している道路表示についてどのように修復しているのか、もう少し頻繁に修復できないか伺います。 質問 4 公安委員会が管理しているオレンジ色のセンターラインや横断歩道、止まれなどの規制表示の修復について、公安委員会にどのように要請しているか、またその対応状況について伺います。 質問 5 静岡県が管理している県道の交差点表示や道路案内看板について、修復の要請ができないか伺います。 質問 6 道路沿いの草刈りについて、どのくらいの頻度で行っているか伺います。 質問 7 道路に草木がかぶって安全な通行に支障のある区間、法面など傾斜があって除草が困難な区間についてどのように対応しているか伺います。	【答 弁 者】 市 長

質 問 者：藤 原 万 起 子	
質問事項1：コミュニティ・スクールの現状と今後について	
【質問要旨】 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みで、当市では令和6年度からスタートしました。学校運営協議会は、「校長が作成する学校運営の基本方針を承認する、学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる、教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる」の3つです。また、学舎コミュニティ・スクールでの学校運営協議会は、「学校が保護者や地域住民と目指す子ども像や教育のビジョンを共有し、その実現に向けてそれぞれの責任を果たしながら協働していく。また、学校運営協議会の委員は、学校と地域の協働を深め、地域の子育てを自らの責任として推進することが求められる」とあります。かなり能動的な活動が期待される組織となります。幅広い地域住民等の参画を得て、学校と地域が連携・協働して行い実際に活動を進める「地域学校協働活動」を一体的、積極的に推進していかなければなりません。実際に、私も学校評議員から昨年度まで学校運営協議会委員を務めましたが、初動の説明で、ディレクターより教職員の働き方改革の話をされ、コミュニティ・スクールの目的を誤った解釈をされた委員もいました。また、学校運営協議会委員の在り方、地域学校協働活動との関わりや役割、ディレクターの役割などの説明が不十分に感じられました。 能動的に活動が推進され、少子高齢化や地域のつながりの希薄化を背景に子どもや学校が抱える課題が複雑化・困難化している現代。コミュニティ・スクールでは、学校・地域・家庭が一体となり「社会総がかり」で子どもたちの課題に対応し、学校と地域の協働が広がることにより、児童生徒の学習や体験活動、登下校や災害発生時の安全体制などがより一層充実されることが期待されます。 今年度の経過を踏まえ、実効性のあるコミュニティ・スクールとなるためには、今後どのように進めていくことが必要か質問します。	【答 弁 者】 教育長

質問 1 昨年的一般質問で取り上げ、課題についても話された今年度の学校運営協議会委員へ協議会の在り方の丁寧な説明や、先進的な事例紹介、研修などは実施されたか伺います。また、それによって運営委員の理解が得られたか伺います。

質問 2 学校運営協議会運営委員へは、学校評議員の時と違い各学校から選出された委員となるため、それぞれの学校単位の方針や運営委員としての役割の説明はされているか、また、運営委員の構成が様々ですがどのように選ばれているか伺います。

質問 3 学舎ディレクターの役割として、学校運営協議会事務局、学校運営協議会での協議を実施に結びつけるための補助、地域と学校の連携の調整、他学舎ディレクター等との連携、学舎だより等の作成とあります。特に学校運営協議会で協議されたことをそのまま実践に結びつけることは難しいと想定されます。各学校が協議内容を受け、実践するためには、その間において橋渡しをする存在が必要となり、学舎ディレクターは、学舎内の各学校が学舎として様々な授業や取組が円滑に行われるよう連携調整をし、学舎コミュニティ・スクールの取組が地域学校協議会活動と一体化に実施されるための役割を担うとあります。資料請求しましたが、ディレクターの 1 日 6 時間、週 3 回の活動時間の中で、学校訪問回数が少ないように思われます。また、幼保園などへの訪問がされていないディレクターもいました。地域と学校との連携調整とあります。実際のディレクターの活動内容を伺います。

質問 4 アドバイザーについてですが、今年度よりアドバイザーが 1 名採用されました。採用の趣旨と活動内容、また、アドバイザーを配置したことでの成果を伺います。

質問 5 学校地域コーディネーターについてですが、今年度、六郷小学校区と河城小学区へ各 1 名ずつ学校地域コーディネーターを配置しました。経過とここまでの成果を伺います。また、次年度より各学校への配置を予定しているか伺います。また、地域コーディネーターへも経費予算がつかないか伺います。

質問 6 学校教育課としても、地域や自治会、コミュニティ協議会などとの連携も必要となってくると思います。当市の例え

ば、地域支援課などと連携をしていく予定はあるか伺います。

質問 7 最後に、運営委員の任期が 2 年、構成員の学校長も入れ替わります。学舎コミュニティ・スクールは、スピード感をもって進める必要があると思われます。今後の目標をどこに置くか、またスケジュールを伺います。

質 問 者：藤 原 万 起 子	
質問事項 2：学校施設の空調設備の整備について	
【質問要旨】 気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、この夏も猛暑日が続き、豪雨災害も頻発しています。また、南海トラフ地震等大規模地震の発生も切迫している中、避難所である全国公立小中学校の体育館の空調設置率は2割に満たない状況にあります。文部科学省では、安全安心な教育環境を確保するとともに避難所としての機能強化を図る観点から、学校施設の防災機能の強化・実装に向けた取組の一環としての公立小中学校の体育館への空調設備の整備は喫緊の課題とされ加速化されています。これを踏まえ政府として、令和15年度までの臨時特例交付金を新設し、整備のペースを2倍に加速することとあります。さらに整備した体育館空調の光熱費については令和7年度から地方交付税措置がなされる予定とあります。今回の臨時特例交付金により学校体育館に空調設備を整備することは、地域の避難所機能を強化するだけでなく、子どもたちの熱中症対策にもつながります。子どもたちや地域の皆様の安心安全のため今回の措置を活用し、学校体育館への空調設備整備をスピーディーに推進する必要があることから質問します。 質問 1 全国的に体育館の空調設備の整備が求められる中、当市での検討はどのように進められていますか、今後の方針や計画を伺います。 質問 2 整備事例について、設計施工一括方式の採用により整備に必要な期間を短縮している例や工事範囲の分割により体育館は常に利用できる状態を確保している例が文科省のホームページに載っています。このような整備の工夫により通年で臨機応変に工事を実施平準化が可能になると考えますが、当市の小中学校の体育館として活用できる事例はどのようなものがあるか伺います。 質問 3 学校体育館への空調設備の整備にあたっては、空調設備の効果向上や光熱費の抑制のため断熱性の確保は重要となります。この臨時特例交付金では断熱性の確保が補助要件となって	【答 弁 者】 教育長

います。体育館によって断熱材の有無が大きく違いますが、現状の体育館設備での断熱としての課題はどのようなものがあり、どのように対応することができると検討されているか伺います。

質問 4 体育館の空調設備の整備を進めていく必要性が出てきている中、これまで求められてきている小中学校の特別教室への空調設備の整備実施との調整が必要になってくると思われますが、優先順位をどのように考え、その影響による今後の計画変更があるか伺います。

質 問 者：山 下 修	
質問事項1：再生可能エネルギーの現状と普及について	
【質問要旨】 第7次エネルギー基本計画が2025年2月18日に閣議決定されました。 計画の策定においては、「S+3E」の考え方が重要な柱となっています。エネルギーの安全性（Safety）を再前提として安定供給（Energy Security）、経済効率（Economic Efficiency）、環境適合（Environment）の4つの要素を組み立てたものです。政府はエネルギー供給の多様化や再生可能エネルギーの導入、効率的なエネルギー利用を促進し、地球温暖化対策を進めることが求められています。つまり、エネルギー基本計画は、国のエネルギー政策の方向性を示すだけでなく、社会全体が持続可能なエネルギーシステムを築くためのマイルストーン（プロジェクトをスムーズに進めるための中間地点）となります。 2040年度の電源構成は再生可能エネルギーの割合は40～50％程度を目指します。特に太陽光発電は23～29％を占め、風力発電は4～8％を確保することが計画されています。特筆されるのは、再生可能エネルギーが初めて最大電源として位置づけられている事です。これにより、2040年度の火力発電の割合は30～40％程度に減少し、従来の化石燃料依存から脱却を目指します。また、2040年度の原子力発電は20％程度を維持するとされています。 電力の脱炭素化と再生可能エネルギーの主力電源化に向けては、電力市場の統合が求められ系統整備や蓄電池、需要応答（DR：デマンドリスポンス）による調整力の確保が重要な課題になるとも言われています。 GX2040ビジョンは、産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会・産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体を変革すべく、エネルギーの安定供給・経済成長・排出削減の同時実現を目指す「GX（グリーン・トランスフォーメーション）」を推進しています。これは脱炭素社会を実現し、持続可能な経済成長を目指すための戦略的ビジョンです。策定の目的は、GXに向けた取組の中長期的な方向性を官民で共有し、投資の予見可能性を高めることにあります。そして、ビジョンの実現には、電力システムの改革を通じて再生可能エネルギーの普及と安定供給を両立させ、効率的なエネルギー利用が挙げられています。 日本のエネルギー政策は、カーボンニュートラル社会の実現に向けて重要な転換点を迎えています。第7次エネルギー基本計画	【答 弁 者】 市 長

とGX2040ビジョンは、未来の方向性を示す重要な政策指針と言えます。これらの計画の核心にはエネルギーミックスの再構築があり、特に再エネの導入拡大が重要なテーマとなっています。

このような国の方針で各種施策が進行する中、菊川市内においてもエネルギー関連企業により再生可能エネルギーの普及と安定供給に向けた事業への取組が、継続的に進められています。そこで以下の質問をさせていただきます。

質問 1 菊川市は、自ら実施する事務事業から発生する温室効果ガスを削減するため、2008 年 2 月に策定した菊川市地球温暖化防止実行計画からのこれまでの取組について、具体的にどのような事業に取り組んできたか伺います。

質問 2 FIT制度で認定された市内の太陽光発電施設の設置箇所数と発電能力はどの程度であるか、また、1,000㎡以上の野立て及びため池の水上に設置された用地に該当する面積はどの程度か伺います。

質問 3 菊川市の再生可能エネルギーの導入容量構成比、FIT 制度による再生可能エネルギー導入容量累計はどのように推移しているのか、また、地方公共団体の対消費電力 FIT 導入比はどのような状況か、また、今後どのように推進していくのか伺います。

質問 4 FIT 制度で認定された再生可能エネルギー導入と菊川市での「エネルギーの地産地消」についての現状と今後の方針を伺います。(小水力発電、バイオマス発電、太陽光発電)

質問 5 荒廃農地と呼ばれ山林化する農地が、中山間地域の傾斜地の畑で増えていますが、その面積の状況と、農業環境を整備するために投資された補助金の処分制限期間について伺います。また、前述を踏まえた今後の太陽光発電設備の誘致の可能性について伺います。

大規模な再生可能エネルギー施設建設に際して、地目が複合(山林や雑種地または農地)した土地における太陽光発電等の推進の課題と可能性について伺います。

質問 6 市内において系統蓄電池の施設建設が進められていま

す。国は第7次エネルギー基本計画で2040年に向けて、再生可能エネルギーの普及とともに系統蓄電池施設の設置による余剰電力の有効活用を方針の一つとして挙げていますが、菊川市におけるメリットについて伺います。

質問7 地球温暖化対策（事務事業編）の推進にあたっては、温室効果ガスの排出抑制である「緩和とともに、気候変動の影響に対する「適応」を進めていくとしています。緩和策として、「市の公共施設へ再生可能エネルギー100%電気の導入を推進する。」とのことですが、エネルギー地産地消も考慮してどのように達成するのか伺います。

質問8 2011年の東日本大震災から14年が経過し再生可能エネルギーが大幅に普及しており、当時設置された太陽光発電施設は10年以上が経過している。太陽光パネル（モジュール）の廃棄処分に係る技術の状況はどのように進展しているのかを把握しているか伺います。

質問9 ため池は行政財産であり営利目的で活用する場合は、周辺住民に計画内容を説明し理解を求める必要があるとしています。菊川市は所有者として自ら再生可能エネルギーを推進する方向性についてどのように考えているのか伺います。

質問10 ソーラーシェアリング（営農型太陽光発電）の設置実績と作付けされている農作物の種類、さらに本来目的とする成果物は満足されるものとなっているのか伺います。

質問11 2024年に制定した菊川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）気候変動適応計画に基づき、菊川市に拠点を置く事業者や居住する市民に対して、再生可能エネルギーの設置や導入を推進する方策についてどのような方針で推進していくのか伺います。

質 問 者：須 藤 有 紀	
質問事項 1：令和 7 年度菊川市における茶業の現状について	
【質問要旨】 2024年の荒茶生産量が全国 2 位となり、今期も県内茶業は難局に面しています。6 月 11 日付静岡新聞の報道によれば、昨年の一 番茶価格暴落により県内で廃業した茶工場は 33 工場に上るとい います。今期は茶生産量が過去最低となった 2023 年を下回るほどの 減産見込みであり、大手ドリンクメーカーの引き合いなどの影響 で、県内一茶の単価は前年比 2 ～ 3 割高、菊川市内でも一茶が前 年比 3.5 割増、二茶は 9 割高となったものの、二茶価格の急騰で廃 業を決める県内製茶業者も増加しており、依然として厳しい状況 が続きそうです。 こうした状況の中、茶の輸出は量・額ともに右肩上がりとなっ ています。農林水産省も本年 4 月に「茶業及びお茶の文化の振興に 関する基本方針」を改訂し、輸出拡大のために供給体制の強化が 重要との方針を示しました。輸出額は 2030 年までに 810 億円と、昨 年度実績 364 億円から 5 年で 2 倍超を見込んでおり、地理的表示 (GI) 活用でブランドを守りながらも輸出の積極推進を図る見通 しです。 菊川市はビジネスコンテストで国内外での茶販売に関する事業 提案を頂いたり、GI 取得、佐川急便との戦略協定を締結したりす るなど、県内でも先進的に取組を進めていると思いますが、海外 ニーズは有機抹茶の人气が高く、海外ニーズと市内茶業者の生産 のマッチングが難しい状況です。国内有力企業やスタートアップ 企業と連携を図り、海外ニーズに合う有機栽培を推進しつつも、 リーフ需要のある国と取引を確保することも重要と考えます。 令和 6 年度の「茶をめぐる情勢」によれば粉末以外の茶輸出力 は台湾が最も多く、輸出総量の 41% 程度を占めています。私も本 年は台湾に 2 度ほど赴きました。5 月は、菊川市茶業協会にもご 協力を頂き、立法委員、冬山郷長などの首長、県議会、市議会等 へ菊川茶の PR を、7 月には招待頂いた宜蘭県冬山郷での「2025 全 国紅茶製茶技術競賽」で現地茶業者への試飲を行いました。総じ てお茶は人气が高く、現地茶業者からは特に手揉み緑茶とかぶせ 茶に好評をいただきました。また、新北市代表選手からは若手茶 業者らと菊川市に来て手揉み製茶技術の交流をしたいとの申し出 もありました。急須で茶を飲む台湾での緑茶ニーズは高く、茶文 化交流から商取引のチャンスは一定程度見込まれると考えます。 令和 5 年 6 月議会一般質問においては、海外の需要動向を鑑み	【答 弁 者】 市 長

て今後ターゲティングを行っていく旨、昨年9月議会においては蓄積したデータを基に分析を行っていく旨の答弁がありました。菊川市における茶業の現状とともに、今後の展望について以下の通り質問、提案致します。

質問1 令和7年5月22日に、第1回菊川茶海外輸出推進協議会が開催されていますが、深蒸し菊川茶の海外輸出における現状について、海外需要の傾向をどの程度把握しているか伺います。また、海外販売については、市内生産者から見本茶を有料で輸出したとの報告も聞いていますが、実績を伺います。

質問2 台湾の日本茶市場は大きいものの競争は厳しい状況です。しかし、手揉み製茶技術の交流、茶博覧会への出展など、文化交流から茶の商取引に繋がる可能性はあり、販路が確保できれば当市の強みであるリーフ茶需要も見込めると考えます。台湾への積極的働きかけも重要と考えますが、見解を伺います。

質問3 昨年実施されたビジネスコンテストでは、茶に関する提案が数多くなされました。菊川市においてもBlue Farm株式会社とタイアップし、サステナブルな菊川茶ボトル飲料の開発等を行っているとのことですが、入賞者と連携したビジネス展開の現状を伺います。

質問4 輸出取組の手本となる産地として、市内企業の株式会社流通サービスが「フラッグシップ輸出産地」として認定されています。太陽光発電を活用した寒冷紗の被覆など、ユニークな取組で抹茶を栽培していますが、こうした市内茶業者との連携状況について伺います。

質問5 県が進める静岡茶ブランディングプロジェクトは、静岡茶全体のブランドイメージを底上げし、静岡茶の海外での知名度・認知度向上を目指す、海外進出を睨んだ取組です。他産地の茶と差別化し深蒸し菊川茶をPRしていく必要があると思いますが、GI登録など強みを生かした市のブランディング戦略について展望を伺います。また、海外販売を目指すには多言語対応したパンフレットも必要です。英語だけでなく、今後取引が見込まれる言語のパンフレットも必要と考えますが、市の見解を伺います。

質問 6 海外バイヤーは抹茶と粉茶の違いが伝わりづらく、市内茶業者がバイヤーの希望用途等を鑑みて粉茶を提案しても、抹茶にこだわると言います。抹茶と粉茶の違いの説明や、粉茶の方が、ビタミン含有量が多くカフェイン含有量が比較的少ないなどの栄養価比較を記載したパンフレット、ウェブページ等を、多言語で作成することも必要と考えますが見解を伺います。

質問 7 市内茶生産者より、海外バイヤーからの取引依頼に応じるにはその国の言語や文化に対応した成分表示、パッケージの作成が必要であり、対応が難しいとの話を伺っています。取引が見込まれる国は中東のアラビア語、台湾・中国等の中国語（繁体字・簡体字）、英語等ある程度共通して作成が可能ではないかと考えますが、多言語対応した菊川市共通の成分表示シールやパッケージの作成等について実現可能性を伺います。

質問 8 有機栽培は有機用の肥料が高いことも障壁のひとつになっていると言います。有機栽培推進に当たり、肥料への補助の考えはあるか伺います。

質問 9 令和 5 年 6 月議会一般質問において、「海外戦略の一環として急須で茶を飲む習慣のあるアジア圏を中心に、直接PRをして行く考えはあるか」との再質疑に対し、「ターゲットを絞った場合には現地への働きかけやPRは欠かせない」との見解を頂きました。昨年11月に開催された「台湾国際茶業博覧会2024」には、森町の太田町長が参加され、台湾との親交を深めるとともにトップセールスを行っています。菊川市における海外への働きかけについて、現状と考えを伺います。

質 問 者： 織 部 光 男

質問事項 1： 社会福祉法は市民の為に

【質問要旨】

今年 3 月の一般質問で介護と介護士不足問題を取り上げました。5 年後には全国人口の約 3 分の 1 が 65 歳以上の高齢者になります。今でも介護士不足問題があり 5 年後には介護難民が出るような放置できない問題です。私は具体的対策を挙げて市長に提言しました。今回は介護予防・介護の現実・困窮者問題・障がい者問題・児童福祉問題等をテーマにし、団塊世代が 75 歳を過ぎて如何に生きるべきか考えたいと思います。菊川市の 75 歳以上は本年約 7,500 人、団塊世代はその内の約 2,200 人約 3 割です。2000 年に介護保険が始まり家族家庭から社会で介護する時代になりました。しかしその保険料は増加の一途であります。社会福祉法がスタートして 25 年「福祉は権利」は国民に定着しましたが、「地域福祉の推進」にはあと一步と私は感じるのですが現場で働く皆様がどのように感じているのかお尋ねいたします。「福祉は権利」である。2018 年 4 月社会福祉法改正では地域共生社会の実現を目指すことになりました。2021 年 4 月の施行によって重層的支援体制整備事業が開始されました。愛知県豊田市ではこの年から重層事業を始めています。そして重層的支援会議定例会を開催しています。第 4 次菊川市の地域福祉計画は 2022 年 3 月発行ですが重層的支援体制には触れていないと感じました。菊川市の進捗状況はいかがですか？これからの福祉問題は多重債務・雇用問題・生活困窮・医療・児童問題等が絡み合い個別解決では本質的な解決にはならないために重層的支援体制整備事業が施行されたのです。是非愛知県豊田市に視察に行ってください。福祉サービスの現金給付には年金・児童手当・生活保護等あり現物給付には医療・介護・保育等があります。生活保護について昭和生まれの日本人は受給するのは恥でみっともない意識があります。申請時の親族への扶養照会が更に申請を躊躇させています。窓口では却下姿勢でなく何とか受給に持って行くように尽力してほしいものです。菊川市の生活保護窓口では親族への扶養照会はどのように説明していますか？生活保護は最後の権利であり人権を守るものです。困窮者のために宜しくお願い致します。こどもの発達障害等が増加の一途です。市では任意の 5 歳児健診は実施していますか？発達障害等の早期発見対応のためにも必要であると思いますがいかがですか？福祉の現物給付の医療・介護に話を進めさせていただきます。菊川病院に入院して退院された方は令和 6 年 2,879 名です。この

【答 弁 者】

市 長

内の 225 名の方が帰宅でなく直接施設に入所されました。病院では退院される前に退院後の生活の話し合いをしています。高齢での入院で退院後介護生活になる方が今後増加していきます。医療費・介護費がこのままでは大問題です。令和 6 年度社会保障費は国の予算の 3 分の 1 の 37.7 兆円です。2040 年には社会保障給付費の推計は 190 兆円です。これを抑止するのは介護大予備軍である団塊世代で、介護不要な健康寿命延伸に期待するしかありません。菊川市の団塊世代は約 2,200 名です。誰もが健康で長生きを望んでいるはずですが、自分一人では行動しない方もいます。フレイル（虚弱）を要介護にしない予防活動に全市を挙げて取り組むことが必要になります。この対策活動には何をしていますか？団塊の世代にターゲットを絞り、運動・社会参加・食事教育・予防医学・健康教育・筋肉増強訓練等の行政指導するべきと考えますが、賛同して頂けますか？市長は他の考えを何か持っていますか？病気は予防が大事ですが介護も同じく予防活動が重要です。申請主義の介護政策でなく市民に声かけ寄り添う支援体制となることを強く望みます。

質問 1 地域福祉・地域共生社会は達成できていますか。

質問 2 重層的支援体制整備事業の進捗はいかがですか。

質問 3 生活保護の親族への扶養照会はどうしていますか。

質問 4 生活保護の外国人受給は過去にありましたか。

質問 5 生活困窮者を地域で見守る地域で支える時の地域とは誰ですか。

質問 6 生活困窮者がどこにいるのか、何人いるのか、何に困っているのか、調査したことはありますか。

質問 7 地域包括支援センターを設置していても相談にこれない人にはどうしていますか。

質問 8 地域包括支援センターに来た重層的支援が必要と思われる件数は令和 6 年度何件ありましたか。

質問 9 ケアマネージャーから重層的支援要請は昨年何件ありましたか。

質問10 5歳児健診は実施していますか。 質問11 ハイリスク者(特定高齢者)の把握方法がありますか。また、現在何人居ますか。 質問12 フレイル(虚弱)者に対する介護予防としての事業は何がありますか。 質問13 社会福祉法第4条にある地域福祉の推進は完遂していますか。 質問14 菊川市にコミュニテイソーシャルワーカー(CSW)は居ますか。 質問15 団塊世代に限定のアンチエイジング(抗老化)活動を事業化しませんか。 質問16 市の健康寿命年齢・平均寿命年齢・最頻死亡年齢は何歳ですか。 質問17 市長は医療費・介護費の削減対策をお持ちですか。	
--	--

質 問 者：黒 田 茂	
質問事項1：しずおかマリッジへの取組について	
【質問要旨】 先の報道によると日本人の人口が年間90万人、およそ和歌山県の人口が減少、静岡県内に置き換えると浜松市と菊川市、御前崎市、牧之原市の人口が1年間で減少したことになります。身近に置き換える事で実感が湧くものです。過去最大の減少です。 人口減少に歯止めをかけ増加に転じる処方箋も特効薬もない中、人口減少緩和策として様々な取組がされています。県主導のしずおかマリッジについて6月一般質問に続きの現状を伺います。 質問1 8月6日（水）市役所東館プラザきくるにおいて出張登録相談会が開催されたが参加人数、相談内容、参加者居住地等について伺います。 質問2 春先の新聞記事の報道により、しずおかマリッジが大きな成果を出している事が周知されました。令和7年度になり今がチャンスと他市町が積極的にイベント主催者となっている現状において、菊川市としてイベント主催者となる考えはないか6月に引き続き再度伺います。 質問3 しずおかマリッジ市内協賛店応募に関し7月広報菊川での募集、更にはSNSを通じて告知すると聞いているが、現状協賛店は前回の1件から増えたか伺います。 質問4 今年度に入り市内会員加入者の推移を伺います。	【答 弁 者】 市 長

質 問 者：黒 田 茂	
質問事項２：市の税収を支える市内事業者の行く末について	
【質問要旨】 2023年５月コロナが５類に分類され２年が過ぎ、国内においてはアフターコロナの中、地域社会及び家庭生活において日常を取り戻しつつあります。世界に目を転じるとトランプ関税により日本経済に不安感と不透明感を与えております。市の主たる税収は法人市民税と個人住民税等であります。令和７年７月の東京商工リサーチに静岡県内企業倒産件数が公表されました。業種も様々で、今流行りのキャンプ系の会社も倒産する現状です。一言に倒産と言っても様々な種類と原因があります。赤字倒産・黒字倒産・解散・廃業・M&A含めてです。更に掘り下げて行くと人手不足・後継者不足・資材や食材食品仕入れ原価高騰・賃金上昇と状況は様々であります。その中において我が菊川市の税収を支えるのは中小零細企業及び個人事業主や多くの生産人口の方々であります。直近令和７年６月時点において遠州地方の倒産件数が増加に転じております。自動車産業をはじめ、ものづくり産業が支えている遠州地方と言っても過言ではありません。菊川市内の事業所の多くは下請け若しくは孫受けにあたります。先般自動車大手７社が2026年３月度の営業利益が最大で合計2.6兆円消失が見込まれると発表しました。直近４月～６月において上場企業純利益が前年同期比10.2％減、中でも製造業全体が22.7％減と不振、更に自動車を含む輸送機器は42.1％減の大打撃を被っています。確実にそのしわ寄せは下請け、孫請け企業者に影響する事は明白です。人手不足と言いながらも６月求人倍率は静岡県内1.07倍と全国値を33ヶ月下回っています。まともに市内事業者が痛みを伴った場合、市税は減り雇用も悪化し扶助費の負担増に繋がって行きます。更にその先には市民サービス低下へとレールが見え隠れします。 世界情勢と国内経済の現状を踏まえて市内事業者の現状把握と行く末について市の考えを伺います。 質問１ コロナ禍においては企業延命策の００（ゼロゼロ）融資で生き延びた企業も昨年又は今年から借入金返済が始まりました。前年同月比倒産件数が増えています。コロナ５類以降後、菊川市内法人企業倒産はあるか伺います。 質問２ 市内中小零細企業（製造業）の下請け業者率を伺います。 質問３ 大手企業が利益減額を予想している中、中小下請け事業者が大半を占める菊川市において納税減額により税収不足が生じ市民サービスの低下の懸念を危惧するが、市としてサービス低下が起こりうるか伺います。	【答 弁 者】 市 長

質問 4 税込不足が生じた場合、一般財源不足を補うために、先の 6 月議会の市長答弁において、一つの考え方として、市有財産の売却で自主財源の確保に努めると答弁されたが、その進め方と具体的な市有財産について伺います。

質問 5 令和 7 年 5 月に 50 年振りに下請法の法改正が成立しました（令和 8 年 1 月 1 日施行日）。市内多くの下請け事業者を守る手段の一つになりえる可能性を帯びている今回の大改正です。市内下請け事業者に対し周知する役割を市が担うか伺います。